

京都市告示第 256 号

生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）による医療支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）のための医療及び施術を担当する機関から、生活保護法第50条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定による事業の廃止等の届出がありました。

平成21年9月28日

京都市長 門川大作

医療機関廃止

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|----------------|---------------------------------------|------------|
| 城戸内科小児科医院 | 北区大宮北箱ノ井町2番地の1 | 平成21年6月22日 |
| 明石医院 | 北区紫竹東栗栖町18番地の1 | 平成21年7月7日 |
| 藤原診療所 | 下京区四条通小橋東入橋本町109番地 ビュッフエビル6・7階 | 平成21年8月12日 |
| 三条河原町デンタルクリニック | 中京区河原町通二条下る二丁目下丸屋町407番地の2 ルート河原町3階 | 平成21年6月30日 |
| 藤原歯科医院 | 伏見区向島津田町128番地の1 とりまさビル2階 | 平成21年7月16日 |

施術者廃止

| 施 術 者 | 施術所の 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|-------|-------------|--------------|------------|
| 熊谷 力也 | ひまわり整骨院 | 山科区栴辻草海道町7番地 | 平成21年7月31日 |

医療機関再開

| 名 称 | 所 在 地 | 再開年月日 |
|------|-----------------|------------|
| 松岡医院 | 南区吉祥院八反田町20番地の1 | 平成21年8月10日 |

施術者所在地変更

| 施 術 者 | 施術所 の名称 | 変更前所在地 | 変更後所在地 | 変更年月日 |
|-------|------------|--------------------|----------------------------------|---------------|
| 永井 政信 | 永井治療院 | 伏見区醍醐古道町 2番地の23 | 伏見区醍醐槇ノ内町 43番地 シュロス 醍醐105号 | 平成21年 8月5日 |

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)